

寄附金取扱規程

平成24年5月28日
規程第6号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人交通事故総合分析センター（以下「センター」という。）の定款第9条及び第73条の規定に基づき、センターが受領する寄附金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)通常寄附金 センターの賛助会員又は同賛助会員を含む広く一般社会に対して、常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- (2)公募寄附金 センターの賛助会員又は同賛助会員を含む広く一般社会に対して、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- (3)特別寄附金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(通常寄附金の募集)

第3条 センターは常時通常寄附金を募ることができる。

2 通常寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第5条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(公募寄附金の募集)

第4条 公募寄附金を募集するときは、募集の趣旨又は目的、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 公募寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第5条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第5条 公募寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、インターネットにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第6条 通常寄附金又は公募寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書及び第4条第1項による募金目論見書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、センターの公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第7条 センターは、公募寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。但し、インターネット上の公開でこれに代えることができる。

2 センターは、公募寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。但し、インターネット上の公開に代えることができる。

(特別寄附金)

第8条 センターは個人又は団体から特別寄附金を受領することができる。受領に際しては、寄附者から資金使途等に関する寄附者の意思を確認する。

2 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

3 寄附金が次の各号のいずれかに該当する場合又はその^{おそれ}虞がある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

(1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益認定法第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体が、その寄附により、特別の利益を受ける場合

(2) 寄附者が、その寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

(3) 寄附者の受入れに起因して、センターに著しい資金負担が生ずる場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、センターの業務の遂行上支障があると認められるもの及びセンターが受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(公表)

第9条 センターが受領する寄附金については、公益認定法施行規則第22条第5項各号に定める事項について、定款第61条の規定による事務所における書類の備置き及び閲覧の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報取扱規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(委 任)

第 1 1 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、決議の日から施行する。